

平成 19 年 12 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 清 水 秀 雄
社 長
(コード番号 7 6 4 0 ・ 東 証 第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 宮 原 務
兼 総 務 部 長
T E L 0 2 5 - 2 3 2 - 0 0 0 8
<http://www.topculture.co.jp>

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 19 日開催の取締役会において、取締役のストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額の設定及びストックオプションとして当社の取締役及び従業員に発行する新株予約権の内容についての議案を平成 20 年 1 月 25 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、新株予約権の具体的な発行及び割当は、下記について当該定時株主総会において承認決議された後、当社取締役会の決議をもって決定いたします。

記

【取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件】

・ 付議の理由

当社の取締役の業績向上や企業価値の増大への意欲を高めること及び役員退職慰労金制度を廃止し、その代替として導入することを目的として、ストックオプションとして当社の取締役に対し、新株予約権を発行するものであります。

・ 議案の内容

1．ストックオプションとしての報酬額

会社法第361条の規定に基づき、当社取締役に対し、平成12年1月18日開催の第15回定時株主総会においてその報酬額を年額 5 億円以内として承認いただいております報酬限度内で、下記 2 種類の新株予約権をストックオプション報酬として付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2．ストックオプション報酬としての新株予約権の内容

上記金額の範囲内でストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次のとおりとし、具体的な発行事項は取締役会の新株予約権発行決議により決定するものとします。

(1) 一般型ストックオプション

ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

業績向上や企業価値の増大への意欲を高めることを目的として導入するもので

あります。

新株予約権の総数（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数 100 株）

新株予約権の総数 400 個（上限）

新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 40,000 株（上限）

なお、当社が合併、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、株式数の変更を行うことが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権を割り当てる日

平成 20 年 4 月 10 日

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権行使により発行する株式 1 株当たりの払込み金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、発行日の終値（当日取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回らないものとする。

なお、当社が新株発行、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権を行使することのできる期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで

(2) 株式報酬型ストックオプション

ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

役員退職慰労金制度を廃止し、その代替として導入するものであります。

新株予約権の総数（新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数 100 株）

新株予約権の総数 200 個（上限）

新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 20,000 株（上限）

なお、当社が合併、会社分割、株式分割、株式併合等を行うことにより、株式数の変更を行うことが適切な事態となった場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

新株予約権を割り当てる日

平成 20 年 4 月 10 日

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行する株式 1 株あたりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することのできる期間

新株予約権発行日から平成 40 年 1 月 31 日まで

新株予約権行使の条件

上記 にかかわらず、新株予約権者は原則として、当社の地位を喪失した日の翌日から別途定める期間に限り新株予約権を行使できる。

【当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件】

・付議の理由

当社従業員の業績向上や企業価値の増大への意欲やモチベーションの高揚を目的として、ストックオプションとして当社の従業員に対し、新株予約権を発行するものであります。

・議案の内容

1. スtockオプションとしての新株予約権の内容

会社法第236条、第238条及び第239条に基づき、以下の要領により当社の従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 新株予約権の総数

900 個（新株予約権 1 個あたりの目的たる株式数 100 株）

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 90,000 株

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）または併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整により生じる 1 株未満の株式は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、未行使の新株予約権の目的たる株式の数について当社は必要と認める調整を行う。

4. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 新株予約権を割り当てる日

平成 20 年 4 月 10 日

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額

とする。行使価額は、新株予約権の発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における株式会社東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、発行日の終値を下回らないものとする。（当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値とする。）なお、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額による新株の発行を行う場合（新株予約権の行使による新株を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が株式分割または併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、当社が他社と吸収合併または新設合併を行う場合、その他必要が生じた場合は、行使価額について当社は必要と認める調整を行う。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 4 月 15 日から平成 27 年 3 月 31 日

8. 新株予約権を行使した際に生ずる 1 株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

9. 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者として新株予約権を付与された者は、新株予約権行使時においても、当社または当社関連会社の取締役または社員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職その他正当な理由のある場合には、この限りでない。
- (2) その他の権利行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約により規定される。

10. 新株予約権の取得事由及び条件

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、当会社と新株予約権の被割当者との間で締結される新株予約権割当契約に定める事由等により、新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権について無償で取得することができる。

11. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、

上記（１）記載の資本金等増加限度額から上記（１）に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

12． 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する時は、取締役会の承認を要するものとする。

13． 新株予約権証券の発行

当社は新株予約権者の請求あるときに限り、新株予約権証券を発行する。

14． その他、新株予約権の内容、募集事項、及び細目については当社取締役会の決議によりこれを定める。

以上